

## 九州北部豪雨支援関連事業

## 1. 被災者支援関連

業務名	内容	所管課	問合せ先
市営住宅における避難者の受入れ	被災地からの避難があった場合に、市営住宅において受入れを行う。	管財課	092-580-1824
留守家庭児童保育の受入れ	小学校について、被災地区からの避難児童のうち、区域外就学の受け入れがあった児童で、昼間家庭で保護を受けることができない者について、留守家庭児童保育所で受け入れる。また、大野城市留守家庭児童保育所の設置及び管理に関する条例施行規則第9条により、入所料(全部又は一部)の免除や、徴収の猶予を行うこととしている。	こども未来課	092-580-1912
保育園(所)受入の相談	被災された児童の保育園(所)での受入の相談	子育て支援課	092-580-1864
一時保育の利用の相談	被災された児童の一時保育の利用の相談	子育て支援課	092-580-1864
就学援助	大野城市立学校児童生徒就学援助規則第2条第2項により、委員会が特に必要と認める者として、九州北部豪雨の災害に伴う避難児童生徒者のうち就学援助申請があった者について、就学援助費から給食費等を支給することとしている。	教育政策課	092-580-1906
後期高齢者医療保険証なしでの受診	被災により、利用者が被保険者証を紛失または自宅に残したまま避難し、提示できない場合も、利用者の氏名・生年月日・住所・負担割合(1割または3割)を確認し、保健診療として取り扱う。	長寿支援課	092-580-1859
後期高齢者医療の医療機関受診時の窓口負担の支払猶予	住家の全半壊、または準じる被災をした人などに、支払いが猶予され、受診した際の支払いを求められない。 ※入院時食費・居住費は支払いの必要あり。	長寿支援課	092-580-1859
後期高齢者医療保険料の減免	保険料の減免および徴収猶予を行うことができる。 特別徴収で納付中の被保険者について、普通徴収(口座または納付書)に納付方法を変えることができる。	長寿支援課	092-580-1859
介護保険証提示なしでの介護サービス受給	被災により、利用者が被保険者証・負担割合証を紛失または自宅に残したまま避難し、提示できない場合も、利用者の氏名・生年月日・住所・負担割合(1割または2割)を確認し、介護サービスとして取り扱う。	長寿支援課	092-580-1860
介護保険の介護サービス利用の窓口負担の支払猶予	住家の全半壊、または準じる被災をした人などに、支払いが猶予され、受診した際の支払いを求められない。 ※入所時の食費・居住費は支払いの必要あり。	長寿支援課	092-580-1860
介護保険料の徴収猶予・減免	介護保険料の全部又は一部を一時に納付することができない場合、納付義務者の申請により6箇月以内の期限を限って徴収猶予することができる。 (第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合) また、その程度が甚大であり、かつ当該状況の回復が見込めない等の場合、保険料を減免することができる。	長寿支援課	092-580-1859
国民年金第1号被保険者の国民年金保険料の免除	住宅等の財産に一定の損害を受けた国民年金第1号被保険者については、申請により国民年金保険料の免除を受けることが可能。	国保年金課	092-580-1846
被保険者証等の提示等	被保険者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合は、氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名)を申し立てることにより、受診できる取扱いとする。	国保年金課	092-580-1846
国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料(税)等の取扱い	・特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険料(税)の徴収猶予、納期限の延長及び減免並びに一部負担金の徴収猶予又は減免を行うことができることとなっており、被災被保険者の国民健康保険料(税)等についても被害状況に応じて適切な措置を講じること。 ・特別徴収の方法により納付している被保険者から上記に係る申請があった場合においては、普通徴収の方法による納付への変更が可能であること。	国保年金課	092-580-1846
手数料の免除	住民票、戸籍等の交付手数料の免除	市民窓口サービス課	092-580-1844
中小企業・小規模事業者支援	・特別相談窓口の設置(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会等) ・災害復旧貸付の実施(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫) ・セーフティネット保証4号の適用(信用保証協会) ・既往債務の返済条件緩和等の対応(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会) ・小規模企業共済災害時貸付の適用(中小企業基盤整備機構) ・県制度融資「緊急経済対策資金」緊急特別融資枠による支援(福岡県)	ふるさとにぎわい課	092-580-1895